

雨竜町こどもエコすまいる支援事業実施要綱

令和6年3月14日
訓令第13号

(目的)

第1条 この要綱は、本町への子育て世帯の転入を促進することにより、人口減少の抑制と地域活性化を図るとともに、エネルギー価格高騰の影響を受けやすい子育て世帯による、高い省エネ性能を有する新築住宅の取得を支援することにより、雨竜町におけるゼロカーボンの推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 定住 永住を前提として本町の住民基本台帳に登録し、かつ、生活の本拠が当該登録した住居地にあることをいう。
- (2) 転入世帯 町外在住で、転入の前日から起算し過去3年以内に町内に住所を有しておらず、新たに本町に転入した子育て世帯をいう。
- (3) 住宅 玄関、居間、台所、便所及び風呂場を有する建物で、自己名義において自己が居住するものをいう。
- (4) 土地 雨竜町土地開発公社が分譲する宅地をいう。

(助成対象)

第3条 助成金は、次の各号の全てに該当する者に支給する。

- (1) 第2条第1項第2号に規定する転入世帯で、同項第4号に規定する土地を取得し、土地売買契約後3年以内に住宅を新築し、定住した者。
- (2) 申請時において夫婦であり、同居し養育する中学生以下の子を1名以上有する者。
- (3) 転入及び住宅建築において、他の町補助金の交付を受けていない者。
- (4) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

(実施期間)

第4条 実施期間は、令和6年度から令和8年度までとする。

(助成内容)

第5条 助成金の額は次の各号に定めるところによる。

- (1) 転入世帯 250万円
- (2) 中学生以下の子ども一人につき 50万円加算
- (3) 北方型 ZERO 対応の場合 50万円加算

2 前項の助成金の上限額は500万円とする。

3 第2条第1項第4号の土地の取得に係る助成は、雨竜町定住促進団地の宅地取得に伴う奨励金の交付等に関する規則(平成29年9月29日規則第11号)に定めるところによる。

(助成金の申請)

第6条 前条の助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、雨竜町こどもエコすまいる支援事業助成金交付申請書(別記様式第1号)(以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 住民票謄本
- (2) 建物表示登記済登記事項証明書
- (3) 誓約書(別記様式第2号)
- (4) 北方型 ZERO 対応設備等を証明する書類
- (5) その他町長が必要と認めた書類

2 前項の申請の時期は、住宅の建物表示登記が完了したときから3年以内とする。

(助成金の交付決定)

第7条 町長は、第6条第1項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、助成金の交付の可否を決定したときは、雨竜町こどもエコすまいる支援事業助成金交付決定通知書(別記様式第3号)又は雨竜町こどもエコすまいる支援事業助成金不交付決定通知書(別記様式第4号)により、申請者に通知するものとする。

(助成金の返還)

第8条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、返還命令書(別記様式第5号)により、助成金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 申請者及び世帯の者が、助成金の交付後に本町の町税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料及び上下水道使用料等の公共料金を滞納したとき。
- (2) 申請者が偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。
- (3) 交付決定通知後、受給対象要件を喪失したとき。
- (4) 交付決定の時期から5年間以上本町に居住することの確約ができないとき、又は5年間以内に本町からの転出及び土地又は住宅の所有権を喪失したとき。
- (5) 町内に住所を有しているが、現に居住していることが確認できないとき。
- (6) その他町長が適当でないと認めるとき。

(譲渡等の禁止)

第9条 申請者は、助成金の交付を受ける権利を他人に譲渡若しくは転貸し、又は担保に供してはならない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、助成金の最後の交付の翌日から5年を経過した日をもってその効力を失う。

別記様式第 1 号

雨竜町こどもエコすまいる支援事業助成金交付申請書

年 月 日

雨竜町長

様

申請者 住所 雨竜町
氏名
連絡先

雨竜町こどもエコすまいる支援事業実施要綱第 6 条の規定により、下記のとおり助成金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額 円

2 申請内容

住宅建築の状況	(新築場所) 雨竜町字	
	(構造及び面積) 階建 m ²	(建物表示登記日) 年 月 日
世帯の状況	氏名	続柄 (子の場合は学年)
		本人
北方型 ZERO 対応	<input type="checkbox"/> 該当	<input type="checkbox"/> 非該当

3 添付書類

- (1) 住民票謄本 1 通
- (2) 建物表示登記済登記事項証明書 1 通
- (3) 誓約書(別記様式第 2 号)
- (4) 北方型 ZERO 対応設備等を証明する書類
- (5) その他町長が必要と認めた書類

私は、要綱第 8 条の規定による町税等の収納状況の確認を町が行うこと、交付の有無に関わらず申請者に本申請書の返還義務が生じないこと、並びに受給資格該当要件を喪失した場合、助成金を返還することに同意します。

署名

別記様式第2号

誓約書

私は、雨竜町こどもエコすまいる支援事業実施要綱第6条に基づく助成金の交付申請にあたり、今後、雨竜町に定住することを誓約します。

なお、受給資格要件を喪失した場合、交付された助成金を直ちに返還することに同意します。

年 月 日

住 所
氏 名
連絡先

雨竜町長

様

別記様式第3号

雨指令第 号
年 月 日

雨竜町子どもエコすまいる支援事業助成金交付決定通知書

様

雨竜町長

雨竜町子どもエコすまいる支援事業実施要綱第6条の規定に基づき申請のあった助成金について、下記のとおり交付決定したので通知します。

記

1 交付決定額 円

※内訳

転入世帯	円
子ども加算（ 人）	円
北方型 ZERO 加算	円

別記様式第 4 号

雨竜町こどもエコすまいる支援事業助成金不交付決定通知書

様

雨竜町長

雨竜町こどもエコすまいる支援事業実施要綱第 6 条の規定に基づき申請のあった助成金について、下記の理由により不交付とすることを決定したので通知します。

・理由

備考 なお、本決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に雨竜町長に対して審査請求をすることができます。

また、本決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日から 6 か月以内に、雨竜町を被告として当該訴えを提起することができます。ただし、正当な理由がない限り、この決定の日から 1 年を経過したときは、提起することができません。

雨指令第 号
年 月 日

返還命令書

様

雨竜町長

雨竜町こどもエコすまいる支援事業実施要綱第 8 条の規定に基づき次のとおり助成金の返還を命じますので、期限までに必ず返還してください。

記

交付決定年月日	年 月 日
指令番号	雨指令第 号
交付年月日	年 月 日
既交付金額	円
返還命令額	円
返還期限	年 月 日
返還方法	
返還を命ずる理由	

備考 なお、本決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に雨竜町長に対して審査請求をすることができます。

また、本決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日から 6 か月以内に、雨竜町を被告として当該訴えを提起することができます。ただし、正当な理由がない限り、この決定の日から 1 年を経過したときは、提起することができません。